

(仮称)新宿地区屋内温水プール 基本設計(案)説明会

令和6年7月

目次

1. 「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」について
2. これまでの取組の経過
3. 施設の考え方等
4. 建物概要
5. 計画内容
 - (1) 配置図
 - (2) 平面図（1階～3階）
 - (3) 立面図
 - (4) 完成イメージ
6. 事業工程

1. 「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」について

■ 「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」

近年では雨天や低温に加え、猛暑などにより、学校プールでの計画的な水泳指導が難しくなってきました。一方で、子どもたちの水泳授業は、水泳運動の楽しさに触れ、基本的な水泳技術の習得を図る大切な取組です。

そのことを踏まえ、葛飾区教育委員会では、1年の中で計画的に水泳指導を実施できるよう、令和2年12月に「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」を策定しました。

■ 今後の水泳指導の実施方法と移行の考え方

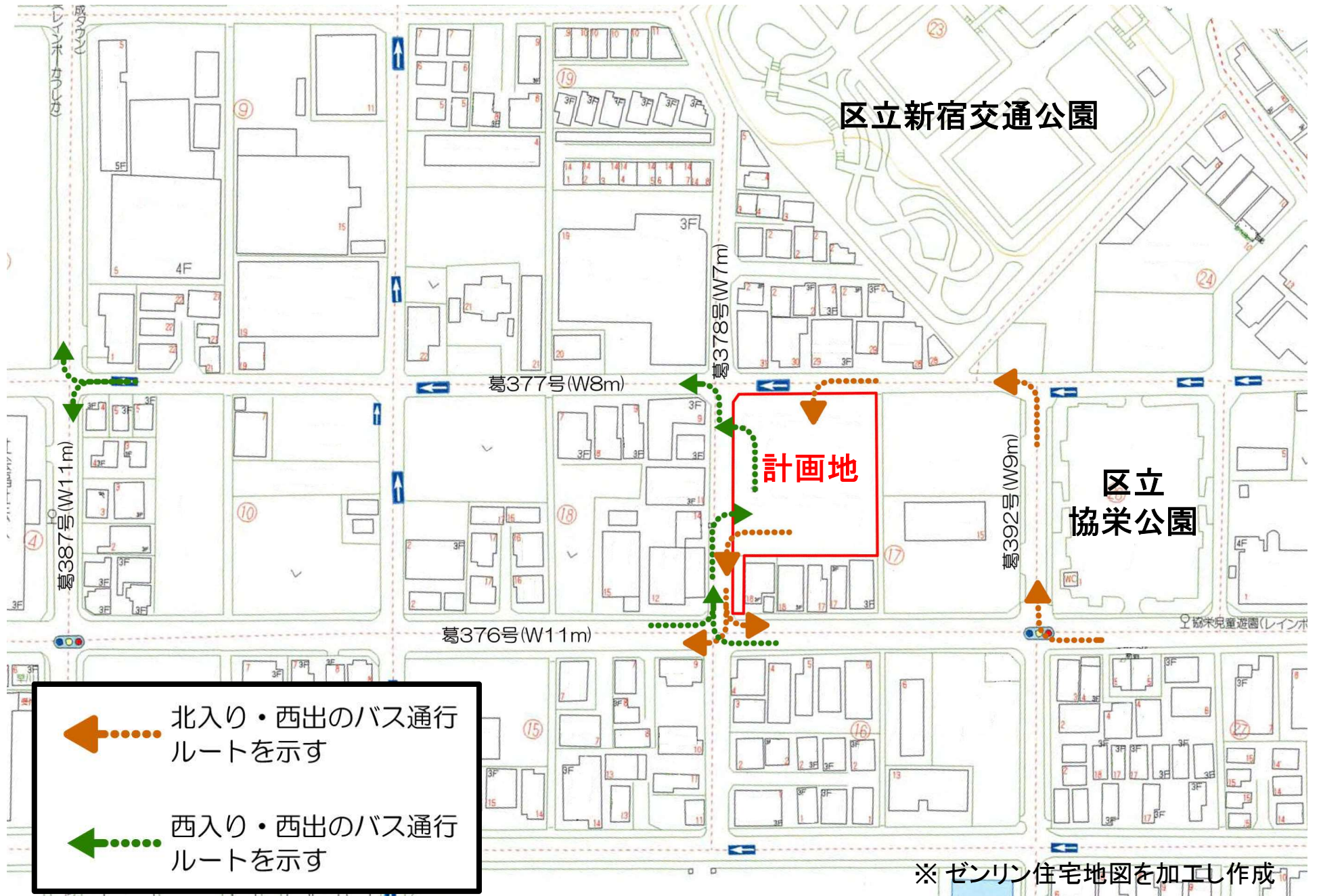
- ・ 区立小学校は、学校の改築や大規模改修の時期に合わせて、奥戸・水元総合スポーツセンターや民間の屋内温水プール等を活用した水泳指導へと移行していきます。
- ・ それ以外の区立小学校についても、状況の整った学校から順次、できる限り早く、奥戸・水元総合スポーツセンターや民間の屋内温水プール等を活用した水泳指導へと移行していきます。
- ・ 区立中学校は、学級担任制ではないことや、水泳指導を2単位時間続けて行う調整が必要なことなどから、各校の状況を踏まえて対応していきます。

2. これまでの取組の経過

■ これまでの取組の経過

NO.	時期	内容
1	令和2年12月	「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の策定
2	令和3年11月	「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画を策定し、改築校以外も含め計画的に移行を進めていくことを決定
3	令和4年度	「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」に基づき、区内12校で学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導を開始
4	令和4年9月	「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画を改定し、区内2か所(新宿とお花茶屋)に学校施設としての屋内温水プール施設を整備することを決定
5	令和5年度	学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導を24校へ拡大
6	令和6年度	学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導を27校へ拡大

3. 施設の考え方等



■ 学校利用 送迎バスのルートについて

4. 建物概要

■ 敷地概要

【住所】 葛飾区新宿三丁目17番5号
(現 葛飾区清掃事務所新宿分室
移転後跡地)

【敷地面積】 約 1,670㎡

■ 建物概要

【建物名称】 (仮称)新宿地区屋内温水プール

【主要用途】 学 校
(区立学校の共同利用プール)

【階 数】 地上3階建て

【構造種別】 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

【延床面積】 約 2,712㎡

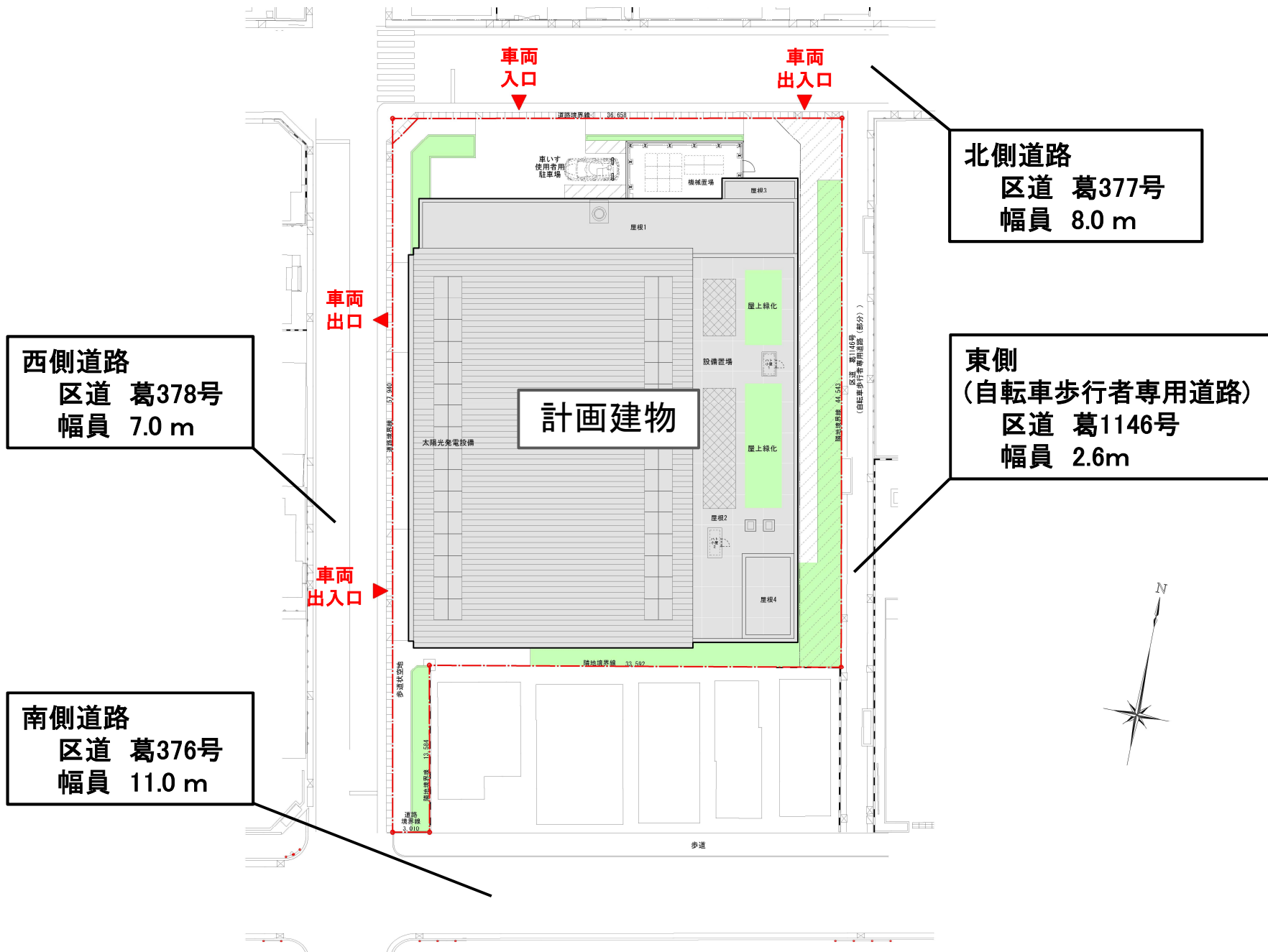
【耐 火】 耐火建築物

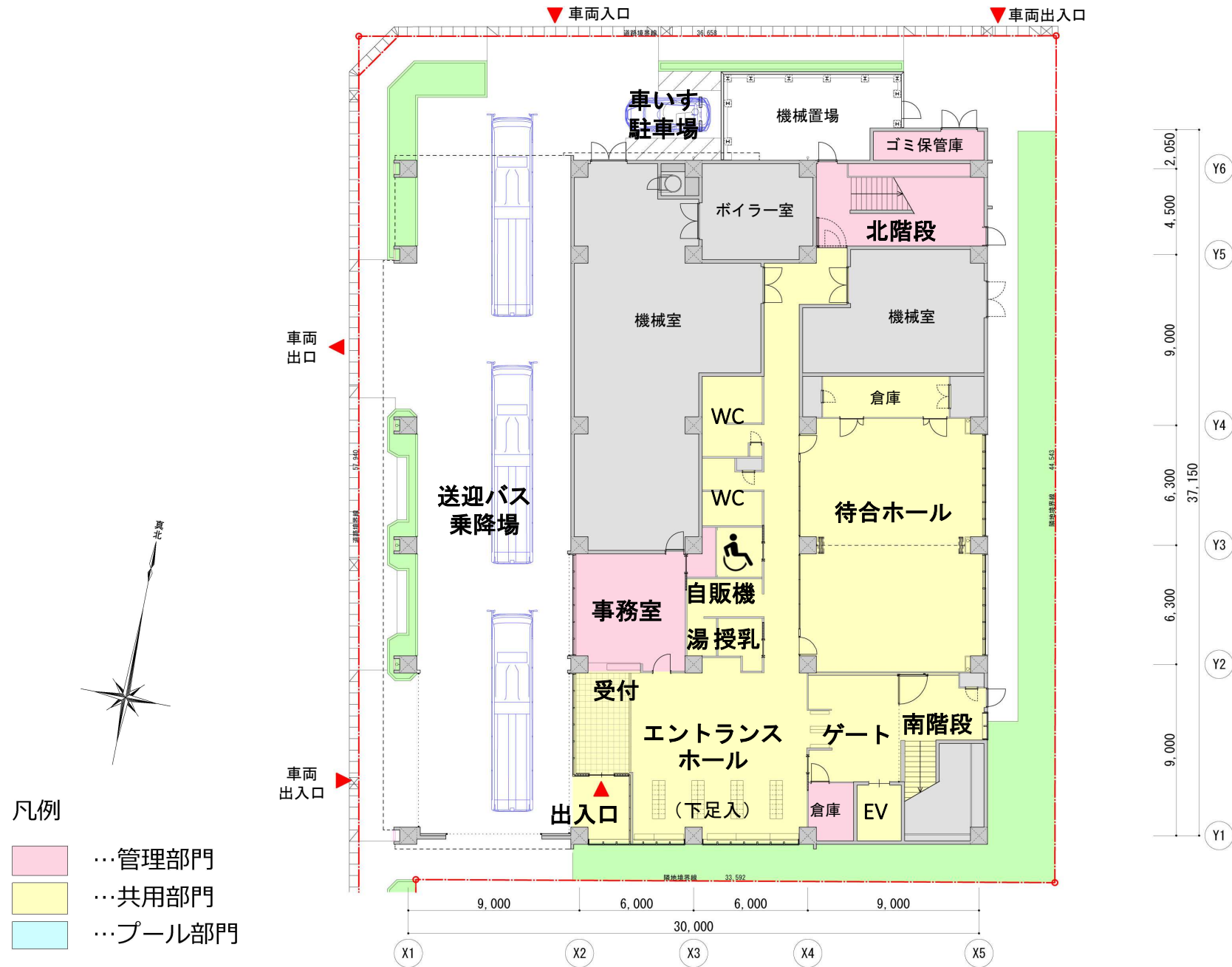
【主要諸室】 プール (25m×7コース)
更衣室、待合ホール など



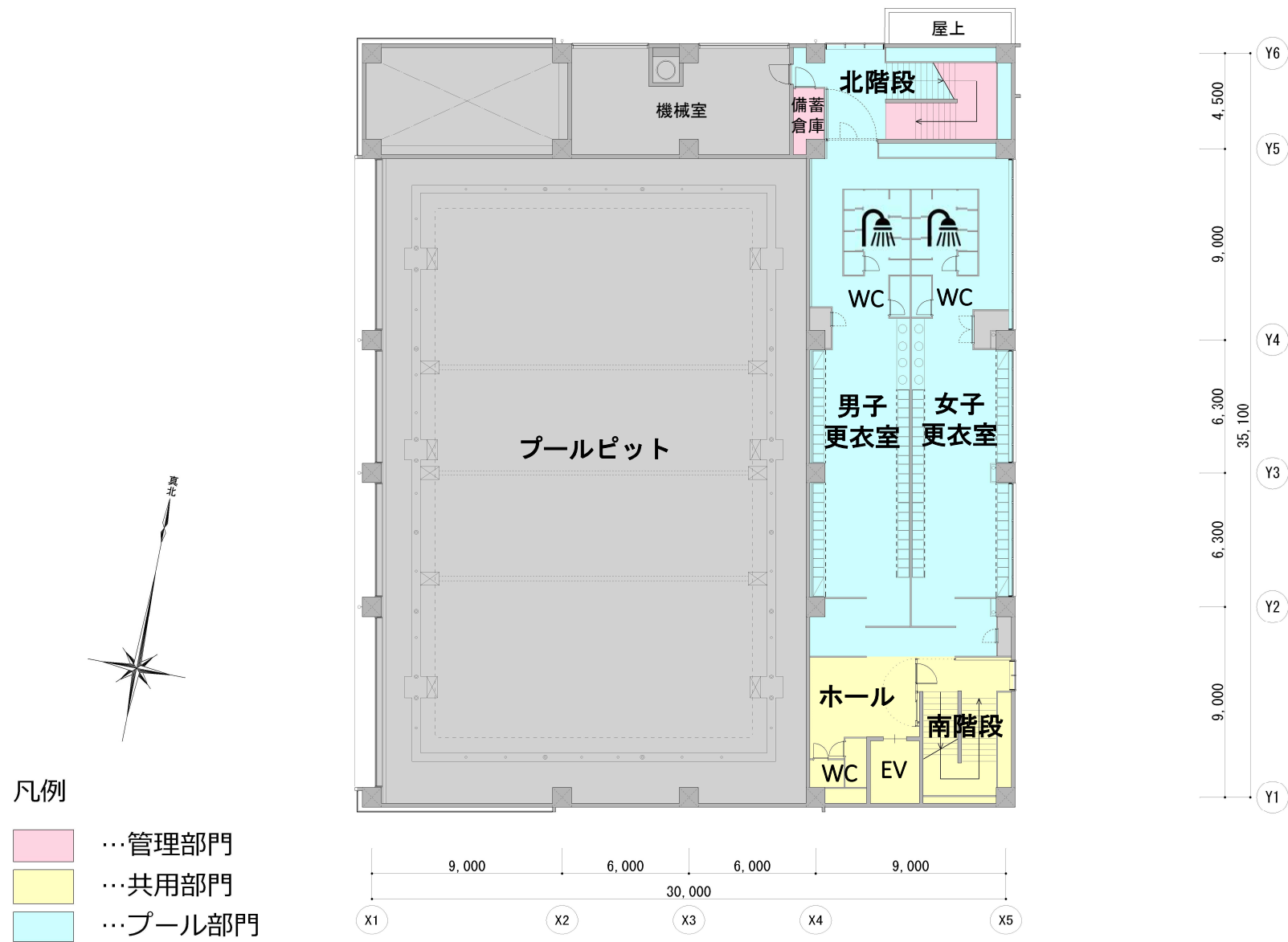
付近見取図

5. 計画内容

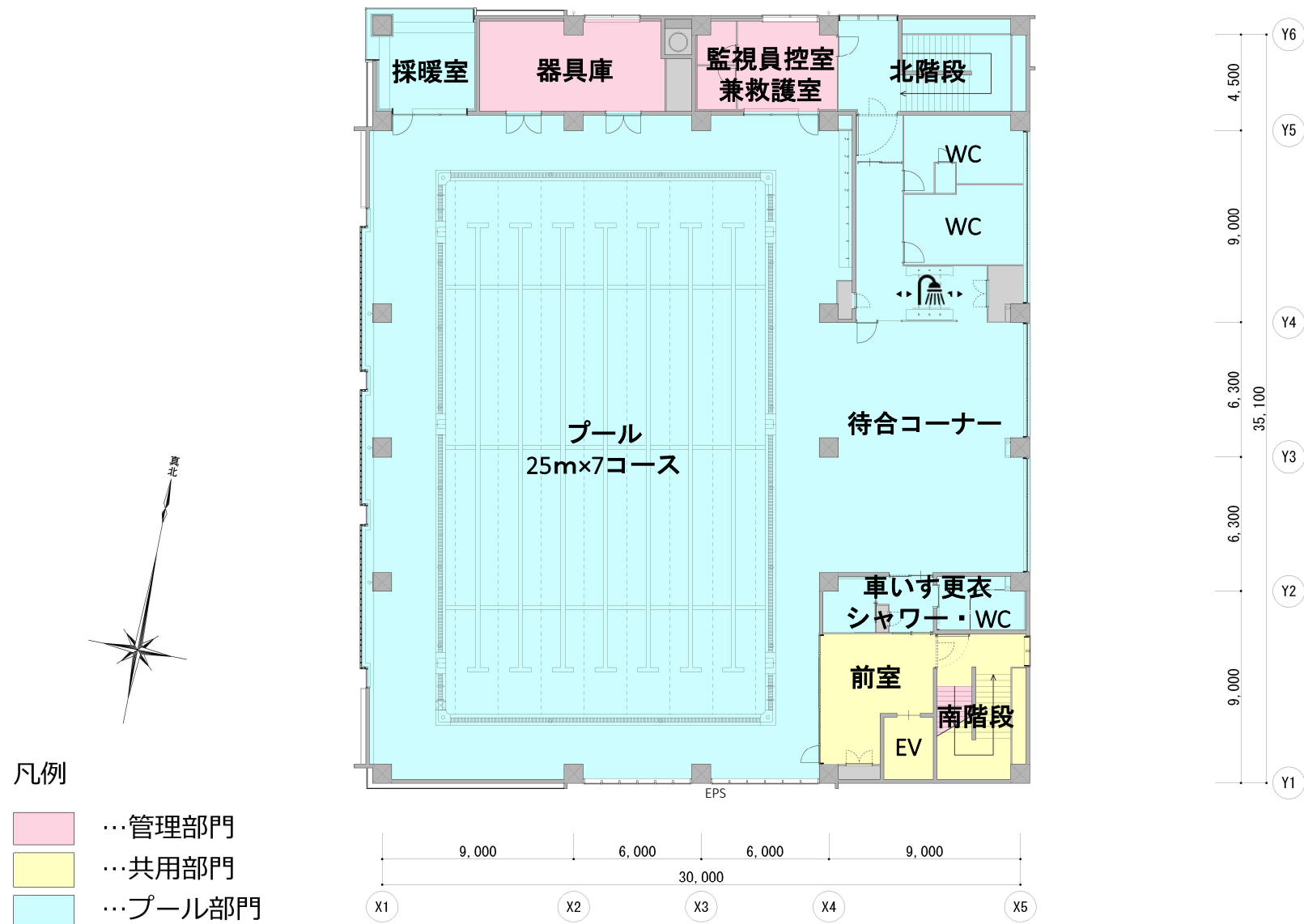




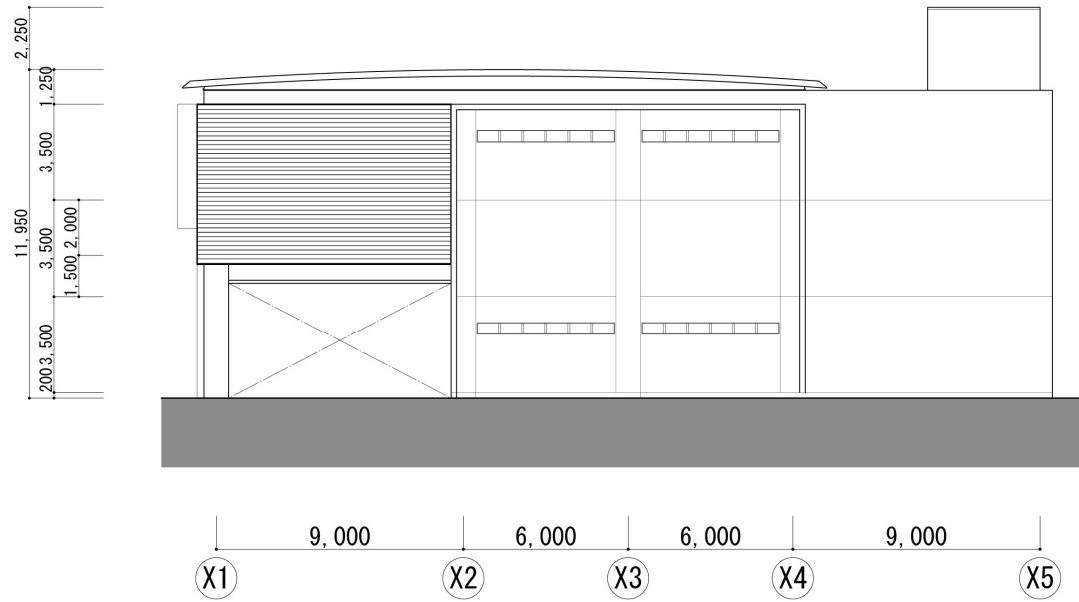
5 (2) 平面図 (1階)



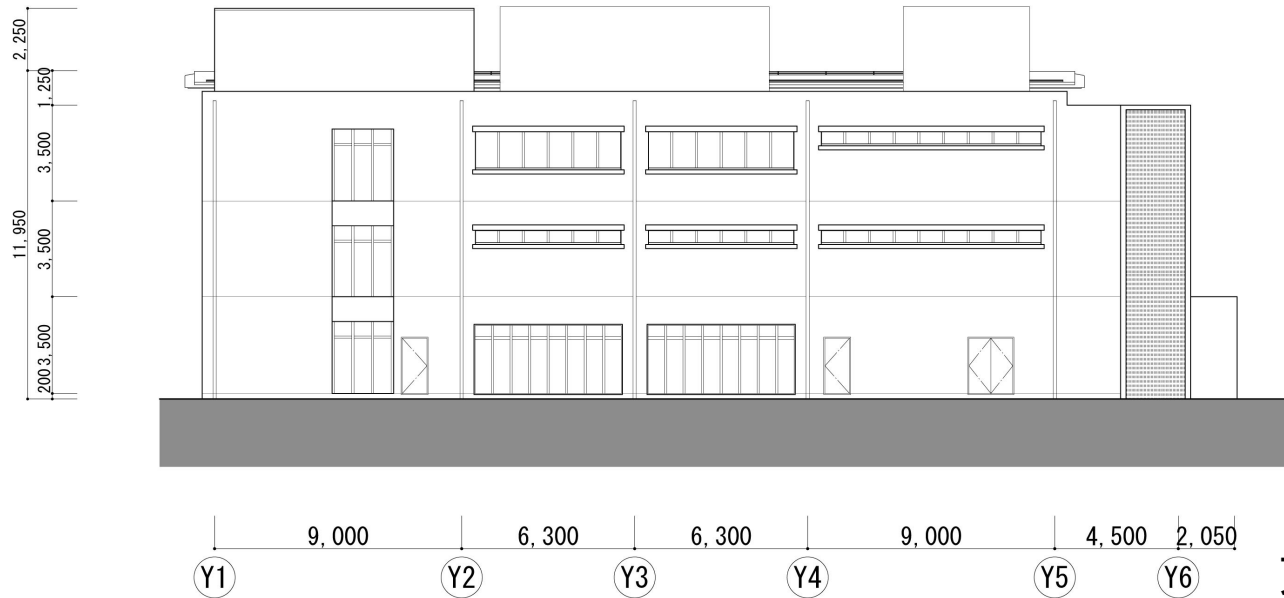
5 (2) 平面図(2階)



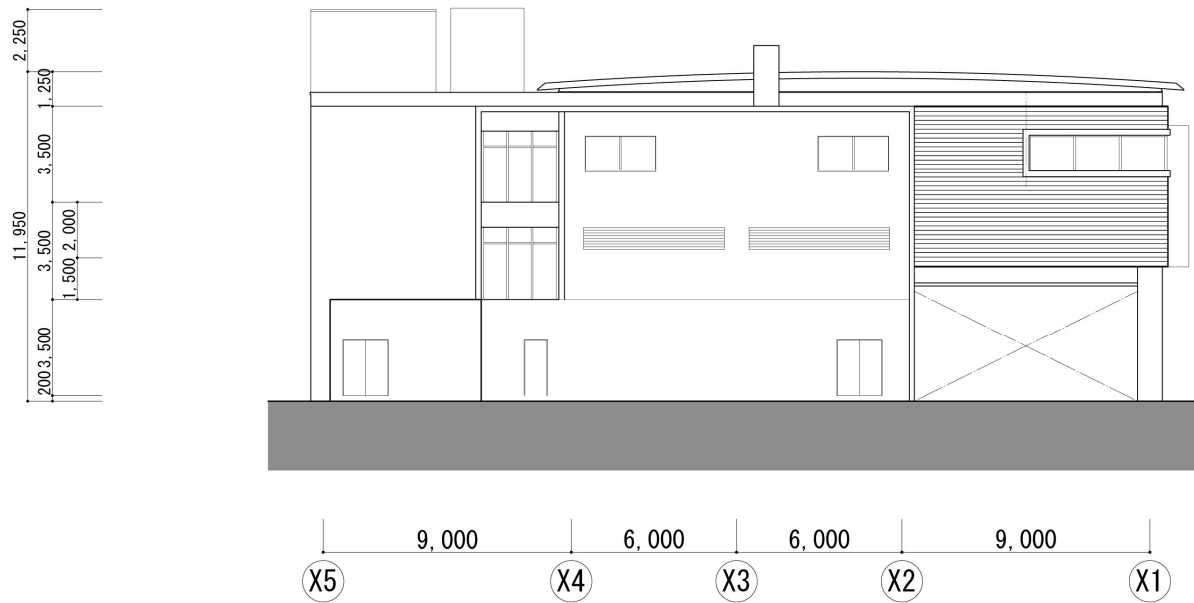
5 (2) 平面図(3階)



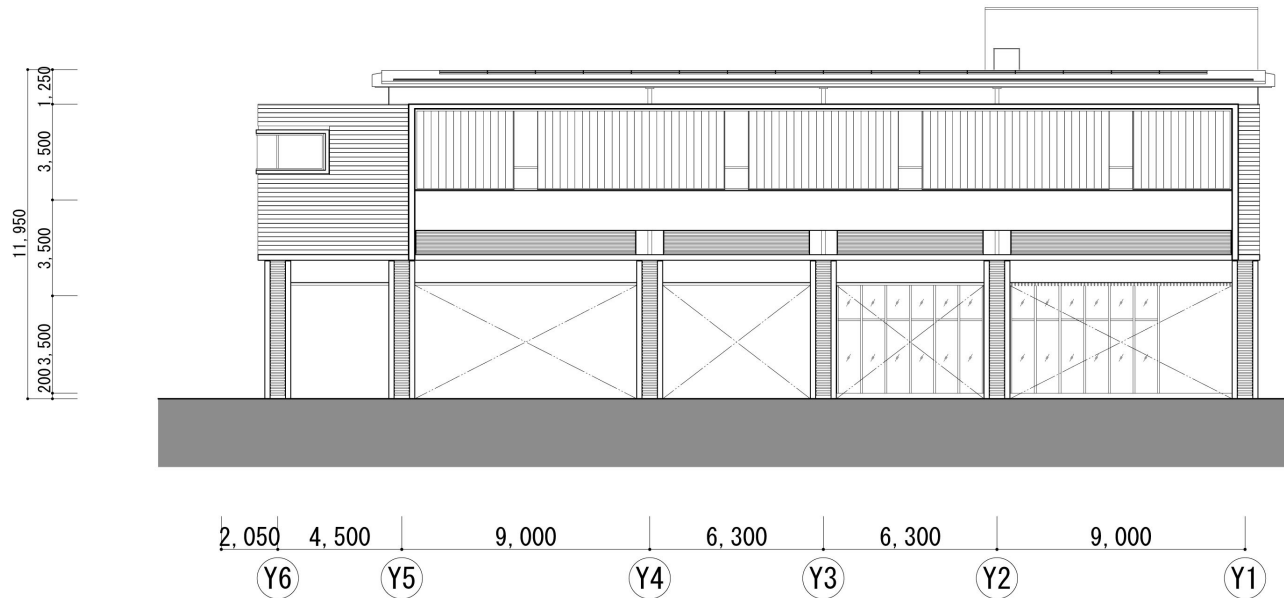
南側立面図



東側立面図



北側立面图



西側立面图



5 (4) 完成イメージ(西側道路より)





6. 事業工程
